

辰巳商会人権方針

辰巳商会は、4つの基本理念(一.安全はすべてに優先する、二.お得意先への報恩感謝、三.従業員の福祉の向上、四.地域社会への貢献)を掲げて、企業経営を行っています。この基本理念を実現する前提となる人権方針を下記のとおり制定し、人権を尊重した事業活動を通じて、持続可能で豊かな社会を実現してまいります。

1. 人権尊重に関連した法規・規範の遵守

当社は、事業活動を行うそれぞれの国・地域における法令を遵守します。また、国際的に認められた人権と各国・地域の法令の間に矛盾がある場合には、国連「国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、OECD「多国籍企業行動指針」等の国際的な原則・基準を最大限尊重するための方法を追求してまいります。

2. 適用範囲

本方針は、当社で働くすべての役員及び従業員に対して適用され、派遣社員も対象とします。また、すべてのビジネスパートナーの皆様にも本方針を理解、支持し、協働して人権尊重の取り組みを推進していただく事を期待しています。

3. 人権尊重の取り組み

当社は、児童労働・強制労働、非人道的な処遇、差別やあらゆるハラスメントを禁止し、すべての事業活動において、これらを含む人権課題に取り組んでまいります。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、人権尊重の取り組みを推進するため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて、人権の負の影響を特定し、防止又は緩和すべく適正に対処します。

5. 是正・救済

当社が、当社の事業活動において人権への負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正及び救済に取り組めます。

6. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、当社の事業活動により影響を受けるステークホルダーとコミュニケーションを図り、有意義な対話や協議を、誠意をもって行います。

7. 教育・研修

当社は、本方針がすべての事業活動において実行されるよう、役員及び従業員に対して教育と研修を行い、人権への負の影響の予防に努めます。

8. 情報の開示

当社は、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、コーポレートサイトなどで開示します。

2023年11月14日

株式会社辰巳商会
代表取締役社長
西 豊樹

本方針は、2023年11月14日当社取締役会にて承認されています。

株式会社 辰巳商会

CSR推進室 e-Mail: cs-info@tatsumi-cs.co.jp

〒552-0021 大阪市港区築港4丁目1番1号 辰巳商会ビル

HP: <https://www.tatsumi-cs.co.jp/>